

災害救助法適用地域における災害に伴う検定料免除の臨時措置について

理 事 長 裁 定
制 定 平 成 2 8 年 3 月 3 1 日

独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則第12条第2項の規定に基づき、平成28年度の災害救助法適用地域における災害に伴う検定料免除の臨時措置について次のように定める。（平成29年度入学者選抜受検者を対象とする。）

- 1 国立高等専門学校に入学を志願する者で、その主たる家計支持者が平成28年度に災害救助法の適用があった地域に居住していて被災した場合には、被災日以降に出願手続きする入学者選抜においては、検定料免除申請書に災証明書等（居住家屋の被害程度について、地方自治体の現地調査等に基づき証明する書面）を添えて提出することにより、検定料を免除する。
なお、既に支払った検定料については、還付の申し出により返還することとする。
- 2 この裁定は、平成28年4月1日から施行し、平成29年度入学者選抜が終了した時に、その効力を失う。

※受験番号

検 定 料 免 除 申 請 書

平成 年 月 日

対 象 入 試			
志 望 学 科			
フリガナ 志 願 者 氏 名		性 別	☐ 男 ☐ 女
家計支持者の住 所・氏名 (被災住所は被災を 受けた住所、現在の 住所は現在連絡がと れるところを記入)	被災住所 〒 現在の住所 〒 電 話 () フリガナ 氏 名 印 志願者との続柄 ()		
り災証明書の 添付状況	☐ り災証明書〈写し可〉を添付している ☐ り災証明書〈写し可〉は添付していない(後で提出)		
備 考			

記載及び申請時の注意

1. ☐については、どちらかに印をお付けください。
 ※り災証明書は、居住家屋の被害程度について、地方自治体の現地調査等に基づき
 証明された書面で、「罹災証明書」、「被災証明書」等、発行機関により名称が異
 なります。
2. 備考欄には、出願時に市町村等の発行するり災証明書が間に合わない等、特別の
 事情がある場合にはその旨をご記入ください。
3. 申請するにあたっては、検定料の払い込みは行わないでください。検定料の払い込
 みをされた場合は、還付の申し出が必要となります。